

静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成21年度年の補助金から適用）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>別表第1（第2条関係） 別記1（改正前）のとお</u> <u>り</u>	<u>別表第1（第2条関係） 別記1（改正後）の</u> <u>おり</u>
<u>別表第2（第6条関係） 別記2（改正前）の</u> <u>おり</u>	<u>別表第2（第6条関係） 別記2（改正後）の</u> <u>おり</u>
<u>別表第6（別表第2・第3関係） 別記3（改正</u> <u>前）のとお</u> <u>り</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。